

(証券コード 7707)
平成18年9月7日

株 主 各 位

千葉県松戸市上本郷88番地
プレジジョン・システム・サイエンス株式会社
代表取締役社長 田 島 秀 二

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。平成18年9月22日（金曜日）17時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁から4頁までの「インターネットによる議決権行使について」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年9月23日（土曜日）午前10時
2. 場 所 東京都台東区上野公園4番58号
上野精養軒 3階 桜の間

（当社は、従来、株主総会を本店所在地である千葉県松戸市の本社会議室で開催してまいりましたが、本株主総会におきましては、より多くの株主の皆様にご出席いただけますよう上記会場で開催することに決定いたしました。ご来場の際は、末尾記載の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意くださいませようお願いいたします。）

3. 目的事項

- <報告事項> 1 第21期（平成17年7月1日から平成18年6月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第21期（平成17年7月1日から平成18年6月30日まで）計算書類報告の件

<決議事項>

- 第1号議案 定款一部変更の件(1)
- 第2号議案 定款一部変更の件(2)
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議案に対し賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱います。
- (2) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使として取扱います。
- (3) 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名に限るとさせていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.pss.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

以 上

【インターネットによる議決権行使について】

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承の上、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。
- (2) 今回ご案内する議決権行使コード及びパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コード及びパスワードを発行いたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いたします。
- (4) インターネットで複数回数議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いたします。
- (5) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- (1) <http://www.it-soukai.com> 又は <https://daiko.mizuho-tb.co.jp> にアクセスしてください。
行使期間中の午前3時～午前5時は上記URLにアクセスすることができません。
- (2) 議決権行使コード及びパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
議決権行使コード及びパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右上に記載しております。
- (3) 画面の案内に従い、平成18年9月22日（金曜日）17時30分までに、議決権を行使してください。

3. ご利用環境（パソコンをご利用の場合）

- ◎パソコン Windows®機種、Macintosh機種
(PDA、ゲーム機には対応しておりません。)
- ◎ブラウザ Microsoft® Internet Explorer5.5以上、
Netscape Communicator4.7以上
- ◎インターネット環境 プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境
- ◎画面解像度 1024×768以上をご推奨いたします。

*Microsoft®、Windows®は米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

*Macintoshは、Apple Computer, Inc.の商標です。

*Netscapeは米国及びその他の国における Netscape Communications Corporation社の登録商標です。

Netscape Communicatorもまた、Netscape Communications Corporation社の商標であり、一部の国では登録商標となっている場合があります。

4. セキュリティーについて

行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード及びパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

5. お問い合わせ先について

(1) インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

電話 0120-768-524（フリーダイヤル）

（受付時間 9:00～21:00 土日休日を除く）

(2) 上記(1)以外の住所変更等に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

電話 0120-288-324（フリーダイヤル）

（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

(添付書類)

事業報告

(平成17年7月1日から
平成18年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度は、主力OEM先であるロシグループ向けDNA自動抽出装置や(株)三菱化学ヤトロン向けの小型免疫化学発光測定装置等が好調に推移したこと、また、ドイツ子会社で製造販売しているOEM先向けのプラスチック消耗品も順調に売上拡大したことなどから、売上高3,636百万円(前期比13.1%増)と大幅な増収を確保いたしました。

売上総利益は、1,462百万円(前期比3.1%減)となりました。前連結会計年度には、Roche Diagnostics GmbH(以下「RDG社」)からの手数料収入204百万円がありましたので、その影響を除けば、実質的には増益となっております。

販売費及び一般管理費は、1,449百万円(前期比5.3%増)となりました。開発費は383百万円(前期比12.9%減)と減少いたしましたが、海外子会社の人員増加や設備拡充に伴う諸経費の増加が影響し、前期比で増加となりました。

以上の結果、営業利益は12百万円(前期比90.4%減)となりましたが、前述のRDG社の手数料収入を除けば、実質的には増益となっております。

営業外損益では、受取利息や為替差益などの営業外収益36百万円に対し、支払利息や社債発行費などの営業外費用30百万円となり、経常利益18百万円(前期比83.1%減)となりました。

また、当連結会計年度からの減損会計適用により、特別損失237百万円を計上しております。減損処理の対象は、平成2年8月に取得した松戸市に所在する旧研究所及び付随する設備などであります。平成13年3月までは研究所として利用していましたが、本社移転に伴い閉鎖したため遊休資産となっております。平成17年10月には同施設の売却を実施し、固定資産売却益として3百万円を計上しております。したがって、今後、同資産に関する減損処理は発生いたしません。その他、法人税等充当額35百万円を計上したことなどから、当期純損失250百万円(前連結会計年度は64百万円の当期純利益)の計上となりました。

	平成17年6月期 (前連結会計年度)		平成18年6月期 (当連結会計年度)		対前期比較 増減率
	金額	百分比	金額	百分比	
	百万円	%	百万円	%	%
売上高	3,215	100.0	3,636	100.0	13.1
売上総利益	1,509	46.9	1,462	40.2	3.1
営業利益	132	4.1	12	0.3	90.4
経常利益	111	3.5	18	0.5	83.1
当期純利益	64	2.0	250	6.9	

取引先別の販売状況は、下表のとおりであります。

	平成17年6月期 (前連結会計年度)		平成18年6月期 (当連結会計年度)		対前期比較 増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
ロシュグループ	1,456	45.3	1,870	51.4	28.4
キアゲングループ	1,069	33.2	984	27.1	7.9
(株)三菱化学ヤترون	218	6.8	364	10.0	67.1
その他	471	14.7	416	11.5	11.6
合計	3,215	100.0	3,636	100.0	13.1

当社グループの主力製品でありますDNA自動抽出装置等（免疫化学発光測定装置を含む。）は、OEM（相手先ブランドによる販売）を通じてワールドワイドに販売されております。OEM先としては、ロシュグループ、キアゲングループ、(株)三菱化学ヤترونの3社を主力OEM先と位置付けており、装置の使用に伴い消費される専用のプラスチック消耗品に関しても、OEM先を通じて販売されております。

ロシュグループに関しては、DNA自動抽出装置、プラスチック消耗品ともに、前連結会計年度実績を大きく上回る好調な販売実績となり、売上高1,870百万円（前期比28.4%増）となりました。

キアゲングループに関しては、売上高984百万円（前期比7.9%減）となりました。同社グループ向け販売は、前連結会計年度において111.7%増（前々連結会計年度比）という大幅な増収を達成しております。当連結会計年度においても、装置及び消耗品ともに順調な出荷を続けておりますが、通期実績では、前連結会計年度を若干下回る結果となりました。

(株)三菱化学ヤترونに関しては、昨年4月より本格的に販売開始された小型免疫化学発光測定装置に関して、当連結会計年度は、売上高が1年を通じて寄与してまいりますので、前連結会計年度を大きく上回る販売実績となり、売上高364百万円（前期比67.1%増）となりました。

その他取引先に関しては、売上高416百万円（前期比11.6%減）となりました。前連結会計年度には、韓国企業に対する「タンパク質自動合成装置」にかかるアジア圏（除く日本）での独占販売権の対価として100百万円の収入がありましたが、当連結会計年度は、そういった収入が無く、落ち込み分を全額カバーすることはできませんでした。

製品区分別の販売状況は、下表のとおりであります。

	平成17年6月期 (前連結会計年度)		平成18年6月期 (当連結会計年度)		対前期比較 増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
DNA自動抽出装置等	1,928	60.0	2,120	58.3	9.9
その他理化学機器	81	2.5	185	5.1	127.2
その他製品	221	6.9	301	8.3	36.2
商品(プラスチック消耗品)	679	21.1	1,029	28.3	51.5
その他営業収入	304	9.5			
合計	3,215	100.0	3,636	100.0	13.1

(1) DNA自動抽出装置等

当区分は、当社グループの国際特許技術であるマグトレーション・テクノロジーを利用した自動化装置の区分であり、DNA自動抽出装置の他、免疫化学発光測定装置も含んでおります。DNA自動抽出装置等に関しては、バイオ研究分野の進展に伴い、多検体の短時間処理が必要となってくるため、その需要は拡大していくものと当社では考えております。

当連結会計年度は、ロシユグループ及び㈱三菱化学ヤマトロン向けのOEM製品が好調に推移したことから、1,081台の販売実績で売上高2,120百万円(前期比9.9%増)となりました。

四半期毎の販売実績は下表のとおりであります。装置単価は機種により1百万円台から10百万円以上までの品揃えがあるため、変動しているものであります。

	平成17年6月期 (前連結会計年度)				平成18年6月期 (当連結会計年度)			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
販売台数(台)	150	232	232	287	189	359	275	258
販売金額(千円)	323,644	466,443	519,854	618,781	376,358	653,827	558,781	531,153
販売単価(千円)	2,157	2,010	2,240	2,156	1,991	1,821	2,031	2,058

(2) その他理化学機器

当区分は、研究施設などで利用される各種自動化機器の他、各省庁やその外郭団体などからの受託研究開発事業の区分であります。

当連結会計年度は、売上高185百万円(前期比127.2%増)となりました。当区分の売上高は、特注システムの受注動向により大きく変動いたします。当連結会計年度は、タンパク質解析の前処理システムや検体受付用の仕分け分注機などの特注システムの販売が貢献し、大幅な増収となりました。

(3) その他製品

当区分は、装置メンテナンスやスペアパーツ（交換部品）販売、自社販売のDNA自動抽出装置等に使用される核酸抽出・精製のプレパック試薬、ソフトウェア開発などの区分であります。

当連結会計年度は、売上高301百万円（前期比36.2%増）となりました。装置メンテナンスやスペアパーツ販売などは、装置の累計出荷台数に応じて販売拡大が見込める性質があるため、当区分の売上高は、順調な伸長が期待できるものと考えております。

(4) 商品（プラスチック消耗品）

当区分は、装置の使用に伴い消費されるチップやカートリッジなどのプラスチック消耗品の区分であります。当社のDNA自動抽出装置等に使用される専用の消耗品が中心となっております。

当連結会計年度は、売上高1,029百万円（前期比51.5%増）となりました。特に、ドイツ子会社にて販売している欧州OEM先向けの消耗品が好調に推移いたしました。プラスチック消耗品は、装置の累計出荷台数に応じて販売拡大が見込める性質があるため、順調な伸長が期待できるものと考えております。

(5) その他営業収入

前連結会計年度は、既述のRDG社や韓国企業からの収入がありましたが、当連結会計年度は、そういった収入がありませんでした。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、総額244百万円の設備投資を実施いたしました。その主要なものは、製造活動のための開発用機械取得、金型製作などによるものであります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、社債350百万円及び長期借入金850百万円の資金調達を実施いたしました。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当する事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受け

該当する事項はありません。

6. 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得の状況

該当する事項はありません。

7. 吸収合併又は吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

8. 対処すべき課題

当社グループは、今後の発展が期待されている遺伝子・プロテオーム解析関連業界におけるベンチャー企業であります。株主の皆様のご期待に応えるために、上場企業として継続的な成長を実現することが必要であると考えております。

現在のところ、ROEなどの具体的な経営指標は掲げておりませんが、今後も、継続的成長を維持するため、DNA自動抽出装置の拡販、海外現地法人を通じたグローバル市場の開拓、新規OEM先発掘と既存OEM先との連携強化などに引き続き注力してまいります。

同時に当社の事業フィールドである遺伝子・プロテオーム解析関連業界においては、将来を見据えた研究開発活動も重要であり、開発資金及び開発人員を確保し、体制充実にも努めてまいります。

9. 財産及び損益の状況

区 分	第18期 (平成15年6月期)	第19期 (平成16年6月期)	第20期 (平成17年6月期)	第21期 (平成18年6月期) (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	2,433,843	2,506,015	3,215,600	3,636,933
経常利益又は経常損失() (千円)	60,949	174,731	111,636	18,903
当期純利益又は当期純損失() (千円)	56,239	181,005	64,368	250,271
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	1,645.73	4,539.04	1,552.25	5,926.68
純 資 産(千円)	943,729	3,032,893	3,107,949	2,928,203
1株当たり純資産(円)	27,316.47	73,138.16	74,948.14	68,414.70
総 資 産(千円)	2,967,327	4,874,732	4,636,059	4,884,985

- (注) 1. 第19期より「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に基づき連結計算書類を作成しております。
2. 第21期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
- 従来の資本の部の合計に相当する金額は、2,928,167千円であります。

10. 重要な親会社及び子会社の状況（平成18年6月30日現在）

(1) 親会社の状況

該当する事項はありません。

(2) 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (議決権比率)	主要な事業内容
PSS Bio Instruments, Inc.	US\$ 6,579,537.95	100.0%	当社製品の米国市場向け販売等
Precision System Science Europe GmbH	EUR 1,000,000.00	100.0%	当社製品の欧州市場向け販売等
ユニバーサル・バイオ・リサーチ(株)	35,000,000円	100.0%	当社グループの知的財産管理・運用等

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

11. 主要な事業内容（平成18年6月30日現在）

遺伝子・プロテオーム解析関連業界における研究開発やその研究成果の実用化に用いられる自動化装置、その他理化学機器、ソフトウェア等の開発及び製造販売、ならびに自動化装置に使用される試薬及びプラスチック消耗品の製造販売等。

主な製品区分は以下のとおりです。

- (1) DNA自動抽出装置等
- (2) その他理化学機器
- (3) その他製品
- (4) 商品（プラスチック消耗品）

12. 主要な拠点等（平成18年6月30日現在）

(1) 当社

プレジジョン・システム・サイエンス株式会社	千葉県松戸市
-----------------------	--------

(2) 子会社

PSS Bio Instruments, Inc.	米国カリフォルニア州
Precision System Science Europe GmbH	ドイツ ヴォルシュタット市
ユニバーサル・バイオ・リサーチ株式会社	千葉県松戸市

13. 使用人の状況（平成18年6月30日現在）

所在地	使用人数
日本	73 (14) ^名
米国	5 (1)
ドイツ	5 (0)
合計	83 (15)

- (注) 1. 使用人数は、就業人員（当社グループからグループ外部への出向者は除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、（ ）内に平均人数を外書に記載しております。
2. 当連結会計年度中において使用人数が11名増加しておりますが、業容拡大に伴う採用増によるものであります。

14. 主要な借入先（平成18年6月30日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	千円 270,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	227,395
株 式 会 社 京 葉 銀 行	132,500
株 式 会 社 千 葉 銀 行	113,290
株 式 会 社 横 浜 銀 行	109,570
株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行	58,350

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成18年6月19日開催の取締役会において、ベンチャー企業の投資・育成を目的とした子会社（出資比率：100%）の設立を決議いたしました。

会社名	PSSキャピタル株式会社
設立日	平成18年7月7日
本店所在地	千葉県松戸市上本郷88番地
代表者	代表取締役社長 秋本 淳
出資額	60百万円
取得株式数	1,200株
事業目的	ベンチャー企業の投資育成事業、コンサルティング等

・株式に関する事項（平成18年6月30日現在）

1. 発行可能株式総数 133,984株
2. 発行済株式の総数 42,800株
 (注) 発行済株式の総数は、当事業年度中において、新株予約権等の権利行使により、1,332株増加しております。
3. 株主数 5,463名（前期比564名減）
4. 発行済株式（自己株式を除く。）の総数の10分の1以上の株式数を有する株主

株 主 名	持 株 数 (株)
田 島 秀 二	11,373

5. その他株式に関する重要な事項
 該当する事項はありません。

・新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権等の内容の概要及び新株予約権を有する者の人数

(1) 平成14年9月21日開催の定時株主総会決議によるもの

新株予約権の数	629個（新株予約権1個につき1株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 629株
当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 229,386円
新株予約権の行使期間	平成16年11月1日から平成20年10月31日まで

- (注) 平成15年8月29日開催の取締役会決議に基づき、公募増資を実施いたしました。当該新株発行は時価以下で行われたため、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は調整されております。

当社取締役、その他の当社役員の保有する新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数（個）	保有者数（名）
当社取締役（社外取締役を除く。）	152	4
当社社外取締役		
当社役員（取締役を除く。）		
合 計	152	4

(2) 平成16年9月25日開催の定時株主総会決議によるもの

新株予約権の数	436個（新株予約権1個につき1株）	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式	436株
当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり	238,686円
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から平成23年3月31日まで	

当社取締役、その他の当社役員の保有する新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数（個）	保有者数（名）
当社取締役（社外取締役を除く。）	68	2
当社社外取締役		
当社役員（取締役を除く。）		
合計	68	2

2. 当事業年度中に当社従業員、子会社役員及び従業員に交付した新株予約権等の内容の概要及び新株予約権を有する者の人数

平成17年9月17日開催の定時株主総会決議によるもの

新株予約権の数	476個（新株予約権1個につき1株）
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 476株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 180,000円
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成24年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該地位喪失の日後、当社取締役会で定める相当な期間内に新株予約権の行使がなされる場合、権利行使期間内において新株予約権者が死亡した場合ならびに当社取締役会が当該地位喪失後の新株予約権の行使を認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 権利行使期間内において新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が、新株予約権者が死亡の日後、当社取締役会で定める相当な期間内に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>(3) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の取得事由及び取得の条件	当社はいつでも、当社が取得し、保有する未行使の新株予約権を無償にて消却することができるものとする。
新株予約権の譲渡制限	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
有利な条件の内容	当社及び当社子会社の従業員に対し新株予約権を無償で発行した。

当社従業員、当社子会社役員及び従業員の保有する新株予約権の区分別合計

	新株予約権の数（個）	保有者数（名）
当社従業員	348	22
当社子会社役員		
当社子会社従業員	128	7
合計	476	29

3. その他新株予約権等に関する事項

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年7月26日法律第87号)第103条第1項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株引受権付社債に関する事項

平成12年10月7日開催の臨時株主総会決議によるもの
第5回新株引受権付無担保社債

(平成18年6月30日現在)

新株引受権の残高	5,400千円
目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の発行価額	1株当たり 25,000円
新株引受権の行使期間	平成12年11月1日から平成19年10月31日まで

・会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役（平成18年6月30日現在）

地 位	氏 名	担 当	他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	田 島 秀 二		有限会社ユニテック代表取締役社長 PSS Bio Instruments, Inc. 取締役 ユニバーサル・バイオ・リサーチ株式会社代表取締役社長
常務取締役	小 幡 公 道		PSS Bio Instruments, Inc. 代表取締役社長(常勤) ユニバーサル・バイオ・リサーチ株式会社取締役
取 締 役	高 橋 正 明	研究開発部門	
取 締 役	秋 本 淳	IR・経営企画、財務・経理、人事・総務部門	
取 締 役	長 岡 信 夫	技術管理部門	
取 締 役	西 村 攄 司	海外・国内営業部門	
取 締 役	平 原 善 直	開発企画・製造部門	
取 締 役	地 崎 修		財団法人バイオインダストリー協会専務理事 社団法人バイオ産業情報化コンソーシアム理事
常勤監査役	高 橋 達 雄		
監 査 役	笥 悦 生		株式会社アーケイディア・グループ代表取締役 東京国際監査法人代表社員 公認会計士
監 査 役	鈴 木 啓 靖		アーケイディア特許事務所 開設 弁理士

- (注) 1. 地崎修氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 笥悦生氏及び鈴木啓靖氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

	人数(名)	金額(千円)
取締役	8	84,786
(うち社外取締役)	(1)	(2,400)
監査役	3	14,268
(うち社外監査役)	(2)	(4,800)
合計	11	99,054

- (注) 1. 上記取締役には、無報酬の取締役1名が含まれております。
2. 当事業年度において、使用人兼取締役に對する使用人給と相当額(賞与を含む。)及びその他報酬等の支払はありません。

・会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 新日本監査法人
2. 会計監査人の報酬等の額
 - (1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 13,200千円
 - (2) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 13,200千円
3. 子会社の会計監査人の状況
当社の重要な子会社のうち、Precision System Science Europe GmbHは、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

・取締役の職務遂行のために必要な事項についての取締役会決議の概要

当社は、平成18年5月29日付の当社取締役会において、内部統制システムに関する基本的な考え方として、以下の事項を決定いたしました。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンスに係る社内規程を定め、取締役業務本部長を統括責任者に任命するとともに、業務本部内にコンプライアンス担当部門を設置する。
 - (2) コンプライアンス担当部門は、取締役及び使用人に法令及び定款ならびに関連規程等の遵守を周知徹底することにより、コンプライアンス体制の構築及び向上を推進する。
 - (3) 社長直属の内部監査室は、監査計画に基づき、監査役会、会計監査人と連携、協力のもと、業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に関する情報は、社内規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記載又は記録し、適切に保存及び管理する。
 - (2) 取締役及び監査役は、社内規程に定めるところによりこれらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理に係る社内規程を定め、各部門の担当業務に付随するリスクについては、必要に応じて、当該部門において個別規程、マニュアルの整備、研修の実施等を行う。
 - (2) 各部門は、自律的な管理を行うとともに、発生しうるリスクの洗い出し及びその軽減に努める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、毎期、年次予算及び事業部門ごとの業績目標を設定する。
 - (2) 各事業部門を担当する取締役は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限配分を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
 - (3) 会社は、取締役会を原則として月1回開催し、経営上の重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行う。各取締役は、取締役会に月次業績を報告する。取締役会は、この結果をレビューし、目標に対する評価・分析を行い、必要に応じて改善もしくは目標の修正を行う。取締役会の決定事項その他業務上の指示、命令等は、職制を通じて、速やかに伝達される体制を整備する。
 - (4) 社内規程に基づき、各役職員の権限と責任を明確化し、効率的な職務の執行を図る。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社管理に係る社内規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、定期的に業務遂行状況等の報告を受けるとともに、重要事項については事前に協議を行う。
 - (2) グループ全体における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し是正することを目的として、コンプライアンス規程の範囲をグループ全体とする。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が補助スタッフの設置を求めた場合には、その人数と具備すべき能力、権限、属する組織、監査役の指揮命令権などを、取締役との間で協議の上、決定することとする。

7. 監査役を補助する使用人の独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の任命・異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役会の同意を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及びその内容、その他各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行うものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
- (2) 監査役は、その職務を遂行する上で必要と判断するときは、監査役会において協議の上、独自に弁護士・会計士等の外部専門家を委嘱できる。
- (3) 監査役会は効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人及び内部監査室と協議又は意見交換を行う。
- (4) 監査役会は、監査報告会を開催し、定期的に代表取締役社長と意見交換を行う。

(注) 本事業報告の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成18年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	【3,844,447】	流動負債	【962,734】
現金及び預金	2,229,337	買掛金	488,875
受取手形及び売掛金	848,395	一年内返済予定の長期借入金	285,852
たな卸資産	649,024	未払法人税等	25,883
その他	117,952	賞与引当金	4,922
貸倒引当金	263	その他	157,200
固定資産	【1,040,538】	固定負債	【994,047】
有形固定資産	(990,001)	社債	350,000
建物及び構築物	314,122	長期借入金	640,253
機械装置及び運搬具	117,296	繰延税金負債	2,229
工具器具及び備品	264,001	その他	1,565
土地	294,582	負債合計	1,956,782
無形固定資産	(23,863)	純資産の部	
ソフトウェア	22,844	株主資本	【2,884,644】
その他	1,019	資本金	(2,041,278)
投資その他の資産	(26,673)	資本剰余金	(2,507,844)
投資有価証券	24,315	利益剰余金	(1,664,477)
その他	2,357	評価・換算差額等	【43,504】
資産合計	4,884,985	その他有価証券評価差額金	(3,289)
		繰延ヘッジ損益	(18)
		為替換算調整勘定	(40,233)
		新株予約権	【54】
		純資産合計	2,928,203
		負債・純資産合計	4,884,985

連結損益計算書

(平成17年7月1日から
平成18年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,636,933
売 上 原 価		2,174,778
売 上 総 利 益		1,462,155
販売費及び一般管理費		1,449,334
営 業 利 益		12,820
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10,364	
受 取 配 当 金	32	
為 替 差 益	22,180	
そ の 他	4,163	36,741
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23,498	
新 株 発 行 費	603	
社 債 発 行 費	6,450	
そ の 他	106	30,658
経 常 利 益		18,903
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,171	4,171
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	288	
減 損 損 失	237,503	237,792
税金等調整前当期純損失		214,717
法人税、住民税及び事業税		35,554
当 期 純 損 失		250,271

連結株主資本等変動計算書

(平成17年7月1日から
平成18年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計
平成17年6月30日残高	2,024,978	2,491,267	1,414,205	3,102,039
連結会計年度 中の変動額				
新株の発行 (新株予約権等の行使)	16,300	16,576		32,877
当期純利益			250,271	250,271
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額(純額)				
連結会計年度中 の変動額合計	16,300	16,576	250,271	217,394
平成18年6月30日残高	2,041,278	2,507,844	1,664,477	2,884,644

	評価・換算差額等				新株予約権	純 資 産 計 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成17年6月30日残高	686	1,718	5,222	4,190	331	3,106,561
連結会計年度 中の変動額						
新株の発行 (新株予約権等の行使)						32,877
当期純利益						250,271
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額(純額)	2,602	1,700	35,010	39,313	277	39,036
連結会計年度中 の変動額合計	2,602	1,700	35,010	39,313	277	178,358
平成18年6月30日残高	3,289	18	40,233	43,504	54	2,928,203

[連結注記表]

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	PSS Bio Instruments, Inc. Precision System Science Europe GmbH ユニバーサル・バイオ・リサーチ株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当する事項はありません。

(3) 会計処理基準に関する事項

1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

デリバティブ

時価法

たな卸資産

商品、製品、原材料、仕掛品、貯蔵品は原則として総平均法による原価法によっておりますが、一部の在外連結子会社は移動平均法による原価法によっております。

2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

原則として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。）によっておりますが、一部の在外連結子会社は定額法によっております。

無形固定資産

ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（3～5年）による定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法

3) 繰延資産の処理方法

新株発行費

支出時に全額費用処理しております。

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整定に含めて計上しております。

重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

重要なヘッジ会計の方法

a) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

b) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

c) ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

d) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) 会計方針の変更

1) 固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより、税金等調整前当期純損失は237,503千円増加しております。

なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

2) 連結貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、2,928,167千円であります。

(6) 表示方法の変更

連結貸借対照表

従来、区分掲記しておりました「未払金」については、重要性が乏しくなったため「その他」に含めて表示することに変更いたしました。なお、当連結会計年度の「その他」に含まれております「未払金」は、114,539千円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

建物	244,545千円
土地	272,530千円
計	517,075千円

担保付債務

一年内返済予定の長期借入金	127,220千円
社債	250,000千円
長期借入金	213,465千円
計	590,685千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 611,044千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の数 普通株式 42,800株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数

平成12年10月24日開催の臨時株主総会決議に基づくもの	216株
平成14年9月21日開催の定時株主総会決議に基づくもの	629株
平成15年9月27日開催の定時株主総会決議に基づくもの	460株

4. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 68,414.70円

(2) 1株当たり当期純損失 5,926.68円

(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純損失	250,271千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る当期純損失	250,271千円
期中平均株式数	42,228株

5. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成18年6月19日開催の取締役会において、ベンチャー企業の投資・育成を目的とした子会社（出資比率：100%）の設立を決議いたしました。

会社名	PSSキャピタル株式会社
設立日	平成18年7月7日
本店所在地	千葉県松戸市上本郷88番地
代表者	代表取締役社長 秋本 淳
出資額	60百万円
取得株式数	1,200株
事業目的	ベンチャー企業の投資育成事業、コンサルティング等

6. その他の注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
遊休資産	建物及び構築物、土地、機械装置及び運搬具、工具器具及び備品	千葉県松戸市中和倉

当社グループは、事業用資産については、事業の種類別セグメントに基づき、資産のグルーピングを行っております。近年の地価下落傾向の中、減損損失を認識すべきとされた上記の遊休資産につきまして、正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失（237,503千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物43,740千円、土地121,919千円、機械装置及び運搬具26,780千円、工具器具及び備品45,063千円であります。

なお、正味売却価額は不動産鑑定評価額によっております。

(2) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成18年 8月22日

プレジジョン・システム・サイエンス株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 田 代 清 和 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 岡 本 和 巳 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、プレジジョン・システム・サイエンス株式会社の平成17年7月1日から平成18年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プレジジョン・システム・サイエンス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書（謄本）

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年7月1日から平成18年6月30日までの第21期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年8月25日

プレジジョン・システム・サイエンス株式会社 監査役会

常勤監査役 高橋 達雄 ㊞

社外監査役 箕 悦生 ㊞

社外監査役 鈴木 啓靖 ㊞

以上

貸借対照表

(平成18年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	【3,348,483】	流動負債	【839,692】
現金及び預金	1,743,048	買掛金	442,359
受取手形	2,774	一年内返済予定の長期借入金	285,852
売掛金	853,284	未払金	74,953
商品	30,420	未払費用	8,932
製品	396,518	未払法人税等	13,290
原材料	4,138	預り金	9,382
仕掛品	205,588	賞与引当金	4,922
貯蔵品	4,009	固定負債	【992,501】
前払費用	18,623	社債	350,000
未収還付消費税等	79,465	長期借入金	640,253
その他	11,467	繰延税金負債	2,229
貸倒引当金	856	その他	18
固定資産	【1,466,956】	負債合計	1,832,193
有形固定資産	(815,964)	純資産の部	
建物	245,891	株主資本	【2,979,920】
機械及び装置	42,257	資本金	(2,041,278)
車両運搬具	1,338	資本剰余金	(2,507,844)
工具器具及び備品	253,947	資本準備金	2,507,844
土地	272,530	利益剰余金	(1,569,202)
無形固定資産	(23,135)	その他利益剰余金	1,569,202
ソフトウェア	22,116	繰越利益剰余金	1,569,202
その他	1,019	評価・換算差額等	【3,271】
投資その他の資産	(627,856)	その他有価証券評価差額金	(3,289)
投資有価証券	24,315	繰延ヘッジ損益	(18)
関係会社株式	494,813	新株予約権	【54】
出資金	10	純資産合計	2,983,245
関係会社出資金	107,520	負債・純資産合計	4,815,439
長期前払費用	241		
その他	955		
資産合計	4,815,439		

損 益 計 算 書

(平成17年7月1日から
平成18年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,060,998
売 上 原 価		1,854,896
売 上 総 利 益		1,206,101
販売費及び一般管理費		1,115,399
営 業 利 益		90,701
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	134	
受 取 配 当 金	32	
為 替 差 益	20,537	
そ の 他	616	21,320
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20,156	
社 債 利 息	3,342	
新 株 発 行 費	603	
社 債 発 行 費	6,450	
そ の 他	106	30,658
経 常 利 益		81,362
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,094	3,904
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	288	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	38,122	
減 損 損 失	237,503	275,914
税 引 前 当 期 純 損 失		190,647
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,290
当 期 純 損 失		192,937

株主資本等変動計算書

(平成17年7月1日から
平成18年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
平成17年6月30日残高	2,024,978	2,491,267	1,376,264	
事業年度中の 変 動 額				
新株の発行 (新株予約権等の行使)	16,300	16,576		32,877
当期純利益			192,937	192,937
株主資本以外の項目 の事業年度中 の変動額(純額)				
事業年度中 の変動額合計	16,300	16,576	192,937	160,060
平成18年6月30日残高	2,041,278	2,507,844	1,569,202	2,979,920

	評価・換算差額等			新株予約権	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
平成17年6月30日残高	686	1,718	1,031	331	3,139,280
事業年度中の 変 動 額					
新株の発行 (新株予約権等の行使)					32,877
当期純利益					192,937
株主資本以外の項目 の事業年度中 の変動額(純額)	2,602	1,700	4,303	277	4,026
事業年度中 の変動額合計	2,602	1,700	4,303	277	156,034
平成18年6月30日残高	3,289	18	3,271	54	2,983,245

[個別注記表]

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）を採用しております。

2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 総平均法による原価法

製品 総平均法による原価法

原材料 総平均法による原価法

仕掛品 総平均法による原価法

貯蔵品 総平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

1) 有形固定資産

定率法

ただし平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法を採用しております。

2) 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（3～5年）による定額法を採用しております。

3) 長期前払費用

定額法

(3) 繰延資産の処理方法

1) 新株発行費

支出時に全額費用処理しております。

2) 社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

2) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

1) 固定資産の減損に係る会計基準

当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これにより、税引前当期純損失は237,503千円増加しております。

なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、2,983,210千円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

建物	244,545千円
土地	272,530千円
計	517,075千円

担保付債務

一年内返済予定の長期借入金	127,220千円
社債	250,000千円
長期借入金	213,465千円
計	590,685千円

- | | |
|--------------------|-----------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 498,552千円 |
| (3) 関係会社に対する短期金銭債権 | 592,661千円 |
| (4) 関係会社に対する短期金銭債務 | 1,538千円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	2,180,304千円
関係会社からの仕入高	7,998千円
関係会社との営業取引以外の取引高	1,122千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

該当事項はありません。

5. 税効果会計関係に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	377,537千円
賞与引当金	1,988千円
未払事業所税等否認	2,787千円
減価償却超過額	9,175千円
投資有価証券評価損	5,117千円
関係会社株式評価損	15,401千円
その他	622千円

繰延税金資産小計 412,631千円

評価性引当額 412,631千円

繰延税金資産計

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 2,229千円

繰延税金負債計 2,229千円

繰延税金負債の純額 2,229千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別内訳
 税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額(千円)	期末残高相当額 (千円)
車 両 運 搬 具	6,180	2,004	4,176
工具器具及び備品	10,576	8,961	1,615
合 計	16,756	10,965	5,791

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い
ため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	2,661千円
1年超	3,130千円
合計	5,791千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等
に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	3,079千円
減価償却費相当額	3,079千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	69,700.74円
(2) 1株当たり当期純損失	4,568.94円
(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純損失	192,937千円
普通株主に帰属しない金額	千円
普通株式に係る当期純損失	192,937千円
期中平均株式数	42,228株

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成18年6月19日開催の取締役会において、ベンチャー企業の投資・育成を目的とした子会社（出資比率：100%）の設立を決議いたしました。

会社名	PSSキャピタル株式会社
設立日	平成18年7月7日
本店所在地	千葉県松戸市上本郷88番地
代表者	代表取締役社長 秋本 淳
出資額	60百万円
取得株式数	1,200株
事業目的	ベンチャー企業の投資育成事業、コンサルティング等

10. その他の注記

(1) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
遊休資産	建物、土地、機械及び装置、工具器具及び備品	千葉県松戸市中和倉

当社は、事業用資産については、事業の種類別セグメントに基づき、資産のグルーピングを行っております。近年の地価下落傾向の中、減損損失を認識すべきとされた上記の遊休資産につきまして、正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失（237,503千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物43,740千円、土地121,919千円、機械及び装置26,780千円、工具器具及び備品45,063千円であります。

なお、正味売却価額は不動産鑑定評価額によっています。

(2) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成18年 8月22日

プレジジョン・システム・サイエンス株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 代 清 和 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 岡 本 和 巳 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、プレジジョン・システム・サイエンス株式会社の平成17年7月1日から平成18年6月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年7月1日から平成18年6月30日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年8月25日

プレジジョン・システム・サイエンス株式会社 監査役会

常勤監査役 高橋 達雄 ㊞
社外監査役 寛 悦生 ㊞
社外監査役 鈴木 啓靖 ㊞

以上

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件(1)

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)及び「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)等が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款の一部について、次のとおり変更を行うものであります。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、当社の定款には、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨、ならびに株式については株券を発行する旨及び株主名簿管理人(現行定款では名義書換代理人)を置く旨の定めがあるものとみなされることとなるため、規定の新設又は所要の変更を行うものであります。

株主総会参考書類等を、インターネットを利用する方法により開示することで株主に提供したものとみなすことが認められたことに伴い、株主総会招集手続の合理化及び費用の削減を図るための規定を新設するものであります。

株主総会における代理人に関する要件を明確にするため、現行定款第13条(議決権の代理行使)を変更するものであります。

取締役会の書面決議が認められたことに伴い、取締役会の機動的かつ効率的な運営を図るため、取締役会の書面決議を可能とする規定を新設するものであります。

社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるよう、現行定款第27条(監査役の責任免除)に、社外監査役との間で賠償責任を限定する契約の締結を可能とする規定を新設するものであります。

会計監査人の選任の方法、任期、報酬等に関する規定を新設するものであります。

その他、「会社法」の施行に伴い、文言の修正、引用条文の変更等、所要の変更を行うものであります。

- (2) インターネットの普及に伴い、公告期間中に継続して掲載することにより、公告閲覧の利便性を高めることを目的として、電子公告制度を導入するとともに、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるため、現行定款第4条(公告の方法)を変更するものであります。
- (3) 特定新規事業実施円滑化臨時措置法第8条の規定に基づく新株引受権が全部行使されたため、現行定款第6条(新株発行の特例)を削除するものであります。
- (4) その他、条文の新設、削除、移設に伴う条数の変更、文言の整備等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(_____ 下線部は変更箇所です。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号)	(商号)
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 理化学機器の加工、修理、運搬、据付及びこれ等に関連するサービス	(1) 理化学機器の加工、修理、運搬、据付及びこれ等に関連するサービス
2. 測定器械器具・計量器及び付属品の製造、販売及び輸出入	(2) 測定器械器具・計量器及び付属品の製造、販売及び輸出入
3. 計測機器・理化学機器及びこれ等に関連する制御装置の製造、販売及び輸出入	(3) 計測機器・理化学機器及びこれ等に関連する制御装置の製造、販売及び輸出入
4. 医療用具の製造、販売及び輸出入	(4) 医療用具の製造、販売及び輸出入
5. 医療診断用医薬品及び医薬部外品・医療診断用化学品・試薬・その他の材料の製造、販売、及び輸出入	(5) 医療診断用医薬品及び医薬部外品・医療診断用化学品・試薬・その他の材料の製造、販売、及び輸出入
6. 医療診断用機械器具及びこれ等に関連する製品・部品・付属品の製造、販売、及び輸出入	(6) 医療診断用機械器具及びこれ等に関連する製品・部品・付属品の製造、販売、及び輸出入
7. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権の企画・立案	(7) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権の企画 <u>及び立案</u>
8. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権の取得、 <u>管理</u>	(8) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権の取得 <u>及び管理</u>
9. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権の売買・ <u>運用</u>	(9) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権の売買 <u>及び運用</u>
10. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権の実施許諾、 <u>使用許諾</u>	(10) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権の実施許諾 <u>及び使用許諾</u>
11. 前各号に付帯関連する一切の業務	(11) 前各号に付帯関連する一切の業務
(本店所在地)	(本店所在地)
第 3 条 (条文省略)	第 3 条 (現行どおり)
(新設)	<u>(機関)</u>
	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
	(1) <u>取締役会</u>
	(2) <u>監査役</u>
	(3) <u>監査役会</u>
	(4) <u>会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株式及び端株 (発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、133,984株とする。</p> <p>(新株発行の特例)</p> <p>第6条 当社は、特定新規事業実施円滑化臨時措置法第8条の規定による新株の発行をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、端株の買取請求の取扱、実質株主通知の受理、株券喪失登録の手續、その他株式及び端株に関する手續並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人及びその取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録の手續、届出の受理、端株の買取請求の取扱等株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、133,984株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社の株式については、株券を発行する。</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(基準日) 第9条 当社は毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。前項のほか、株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集) 第10条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 2 株主総会は、本店の所在地若しくはこれに隣接する地又は東京都区内においてこれを招集する。</p> <p>(招集者及び議長) 第11条 株主総会は取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p><u>(株式取扱規程)</u> 第9条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日) 第10条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(招集地)</u> 第11条 株主総会は、本店所在地又はこれに隣接する地のほか、東京都区内において招集する。</p> <p>(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要あるときに随時これを招集する。 (削除)</p> <p>(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(新設)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第14条 当会社に取締役10名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第15条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p>	<p><u>(議事録)</u></p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第16条 取締役の任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(取締役会) 第17条 <u>取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>2 <u>取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>3 <u>取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会規程による。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第18条 <u>取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を定める。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(報酬) 第19条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(取締役会の招集通知)</u> 第23条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(取締役会の決議方法等)</u> 第24条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>
(新設)	<p><u>(取締役会の議事録)</u> 第25条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</u></p> <p>2 <u>前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</u></p>
(新設)	<p><u>(取締役会規程)</u> 第26条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
(新設)	<p><u>(報酬等)</u> 第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第20条 当社は、<u>取締役会の決議をもって、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令が定める範囲で免除することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>2 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、400万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が定める額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、400万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p>
<p>(員数)</p>	<p>(員数)</p>
<p>第21条 当会社に<u>監査役3名以内を置く。</u></p>	<p>第29条 当社の<u>監査役は、3名以内とする。</u></p>
<p>(選任)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第22条 監査役は<u>株主総会において選任する。</u></p>	<p>第30条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p>	<p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第23条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>2 補欠のため選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	<p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(常勤監査役)</p>	<p>(常勤の監査役)</p>
<p>第24条 監査役は、<u>互選により、常勤監査役を定める。</u></p>	<p>第32条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会)</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p>
<p>第25条 監査役会召集の通知は、<u>会日の3日前までに、各監査役に対して発するものとする。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p>	<p>第33条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬)</p> <p>第26条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第27条 <u>当社は、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第35条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、400万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれが高い額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第28条 当会社の営業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとし、毎営業年度末に決算を行なう。</p> <p>(利益配当)</p> <p>第29条 利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者並びに同決算期現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第30条 取締役会の決議により、毎年12月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者並びに同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法293条ノ5の規定による金銭の配分(以下、中間配当という。)を行なうことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第31条 利益配当金及び中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第39条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第40条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第41条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第43条 <u>剰余金の配当は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第44条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第45条 <u>剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>

第2号議案 定款一部変更の件(2)

1. 変更の理由

- (1) 当社取締役会は、第4号議案（買収防衛策のための新株予約権無償割当ての件）に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために、新株予約権無償割当てを用いた買収防衛策を導入することが、当社にとって必要であると考えております。

会社法によれば、取締役会設置会社は、取締役会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定できますが、株主の皆様の意思をよりよく反映させるために、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当てを行うにつきましても、株主総会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定する、又は株主総会で一定の条件を定め、当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役会に委任していただく、ことが望ましいと考えております。

そこで、会社法第278条第3項但書に基づき、新株予約権無償割当てに関する事項の決定について上記及びの方法によることが可能となるように根拠規定として定款第11条を新設するものであります。

- (2) 第4号議案（買収防衛策のための新株予約権無償割当ての件）に基づき、新株予約権無償割当てが行われ、新株予約権が行使される場合又は当社が新株予約権を取得すると引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当社株式を交付する場合には、最大で当社の発行済株式総数と同数の株式が新たに発行されることとなりますので、これに備えて第1号議案承認可決後の定款第6条を変更し、発行可能株式総数を増加するものであります。
- (3) その他、定款第11条の新設に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（_____下線部は変更箇所です。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>133,984株</u>とする。 (省略) (新設) 第11条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>171,200株</u>とする。 (省略) <u>(新株予約権無償割当ての決定機関)</u> <u>第11条 新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、又は株主総会決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</u> 第12条～第46条 (現行どおり)</p>

(注) 現行定款は、第1号議案（定款一部変更の件(1)）をご承認いただいた後の定款です。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当ならびに 他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	田島 秀二 (昭和23年8月11日生)	昭和51年4月 アドバンテック東洋株式会社入社 平成元年2月 当社入社 平成元年4月 当社取締役 平成元年6月 当社代表取締役社長（現任） 平成8年1月 有限会社ユニテック代表取締役社長（現任） 平成13年7月 PSS Bio Instruments, Inc. 取締役（現任） Precision System Science Europe GmbH取締役 平成14年7月 ユニバーサル・バイオ・リサーチ株式会社代表取締役社長（現任）	11,373株
2	小幡 公道 (昭和25年4月26日生)	昭和48年4月 ダイナボット株式会社入社 研究開発部部长室長、第三研究室室長 平成7年12月 同社生産本部技術部部长 平成8年11月 当社入社 取締役 平成9年1月 当社取締役松戸研究所長 平成12年4月 当社取締役研究開発部部长 平成13年7月 PSS Bio Instruments, Inc. 取締役 Precision System Science Europe GmbH代表取締役社長 平成13年10月 当社常務取締役（現任） 平成14年7月 ユニバーサル・バイオ・リサーチ株式会社取締役（現任） 平成15年7月 PSS Bio Instruments, Inc. 代表取締役社長（現任）	436株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当ならびに 他の法人等の代表状況	所有する当社の 株式数
3	高 橋 正 明 (昭和7年11月16日生)	昭和30年4月 呉羽化学工業株式会社入社 平成4年6月 同社常務取締役研究開発本部長 平成8年10月 株式会社レイケム入社 取締役技術開発本部長 平成13年10月 当社入社 取締役研究開発本部長 平成14年9月 当社取締役研究開発本部長 (現任) 平成18年7月 PSSキャピタル株式会社 取締役(現任)	25株
4	秋 本 淳 (昭和39年11月22日生)	昭和63年4月 株式会社日本債券信用銀行 (現株式会社あおぞら銀行) 入行 平成12年2月 当社入社 平成12年4月 当社経営企画部長 平成12年6月 当社取締役経営企画部長 平成14年9月 当社取締役業務本部長 (現任) 平成18年7月 PSSキャピタル株式会社 代表取締役社長(現任)	276株
5	長 岡 信 夫 (昭和27年1月7日生)	昭和45年4月 富士写真光機株式会社入社 平成2年12月 当社入社 企画開発室長 平成4年9月 当社取締役企画開発室長 平成9年10月 当社取締役管理部長 平成12年4月 当社取締役技術管理部長 平成17年2月 当社取締役管理本部長 (現任)	203株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当ならびに 他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
6	西村 掃司 (昭和22年3月23日生)	昭和44年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 昭和60年10月 同行ルクセンブルク現地法人副社長 平成3年5月 同行兜町副支店長 平成7年10月 スイフト・ジャパン株式会社社長 平成14年7月 当社入社 社長室長 平成14年9月 当社海外事業部長 平成15年7月 当社執行役員国際部長 平成16年9月 当社取締役国際部長 平成17年2月 当社取締役営業本部長(現任)	
7	平原 善直 (昭和31年3月13日生)	昭和52年4月 橋本産業株式会社入社 昭和55年4月 株式会社中央エンジニアリング入社 平成13年11月 当社入社 研究開発部機器設計室長代理 平成14年9月 当社開発企画部長 平成15年7月 当社執行役員開発企画部長 平成16年9月 当社取締役開発企画部長 平成17年2月 当社取締役技術本部長(現任)	4株
8	地崎 修 (昭和25年1月4日生)	昭和47年3月 通商産業省(現経済産業省)入省 平成元年7月 中国通商産業局(現中国経済産業局)商工部長 平成5年6月 同省生物化学産業課長 平成7年6月 石油公団備蓄計画部長 平成9年7月 財団法人バイオインダストリー協会専務理事(現任) 平成11年6月 日本バイオ産業人会議事務局長(現任) 平成13年7月 社団法人バイオ産業情報化コンソーシアム理事(現任) 平成16年9月 当社社外取締役(現任)	

- (注) 1. PSS Bio Instruments, Inc.と当社とは営業取引があります。
2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 地崎修氏は、社外取締役候補者であります。

第4号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての件

第2号議案(定款一部変更の件(2))の承認可決を条件として、承認可決後の当社定款第11条の定めに基づき、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式の大量買付行為に関する対応策(以下、「本プラン」といいます。)に基づき、以下に定める「2. 本プランの内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを、当社取締役会に委任することにつきまして、ご承認をお願いするものであります。

1. 新株予約権無償割当て委任決議を必要とする理由(本プラン導入の目的)

21世紀のキーテクノロジーとして期待されるバイオテクノロジーは、生命科学及び保健医療科学の進歩促進をはじめ、高齢化社会問題、環境・食料問題、エネルギー問題など、様々な問題の解決に重要な役割を果たすものです。当社グループは、「バイオ産業のトータル・システム・インテグレータとして、人類の健康と幸福に貢献していく」ことを企業理念にかかげ、世界のバイオ産業の発展に寄与することを通じて、自らも中長期的な発展・成長を実現し、株主、取引先、従業員等のステークホルダーに貢献していきたいと考えております。

当社グループの特許技術である「マグトレーション・テクノロジー」を利用したDNA自動抽出装置等につきましては、現在、複数の会社とOEM契約を締結し、ワールドワイドに製品供給を行っております。遺伝子・プロテオーム解析関連業界は未だ黎明期ともいえる環境下、この装置に関する需要はまだ発生したばかりであり、今後さらなる市場拡大が期待できるものと考えており、当社グループとしては、欧米子会社を有効活用した事業展開を核に、DNA抽出・精製装置としてのグローバル・スタンダードの獲得を目指してまいります。さらに、DNA自動抽出装置のみならず、研究開発活動をより強化し、全自動DNA解析装置、SNPsやプロテオーム解析装置、試薬開発等も行い、中長期的には遺伝子関連業界における総合的なインフラ提供企業へと発展していく方針であります。

当社は、上記基本方針に基づく取組みにより、現在、当社製品は、DNA抽出・精製分野では、グローバル・スタンダードの技術に当たりつつあるものと考えております。当社グループでは、現在遂行中の研究開発活動を継続・加速することで、また新たな分野においても、日本発のグローバル・ニッチ・スタンダードを獲得してまいりたいと考えております。

上記のような事業戦略により、当社及び当社グループの事業基盤の構築・維持、そして持続的な発展が実現し、ひいては企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものと当社は考えております。

以上の当社の基本方針及びその実現のための取組みに鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大量買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

一方、近時、大量買付者の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を提供しないもの、株主の皆様様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

本プラン導入の目的は、基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するためのものであります。具体的には、当社株式に対する買付その他これに類似する行為又はその提案(以下、「買付」という。)が行われる場合に、買付を行う者又はその提案者(以下、「買付者」という。)に対し、遵守すべき手続を明確にし、買付者との交渉の機会を確保することにより、適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

2. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続

1) 対象となる買付

買付者により、以下のいずれかに該当する買付がなされた場合に、新株予約権無償割当てを行うか否かを検討します。

当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付

当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

2) 特別委員会の設置

当社取締役会は、買付がなされた場合又はなされる可能性がある場合、速やかに特別委員会を設置します。

当社取締役会は、特別委員会の客観性及び合理性を担保するため、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役及び社外監査役を含む3名以上を、特別委員会の委員として選定いたします。

なお、本プランの導入当初における特別委員会の委員には、当社社外取締役である地崎修氏、社外監査役である寛悦生氏、ならびに大竹秀達氏(弁護士)の3名が就任する予定であります。特別委員会の詳細につきましては、後記参考情報をご覧ください。

3) 買付者に対する情報提供の要求

買付を行う買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、当該買付の実行に先立ち、当社に対して、以下に定める「買付者の買付内容の検討のために必要な情報」(以下、「必要情報」という。)及び買付者が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「買付説明書」という。)を当社の定める書式により提出していただきます。

特別委員会は、買付説明書の記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者に対し、適宜回答期限(原則として60日を上限とする。)を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

1. 証券取引法第27条の23第1項に定義されます。
2. 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含む。)
3. 証券取引法第27条の23第4項に定義されます。
4. 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。
5. 証券取引法第27条の2第6項に定義されます。
6. 証券取引法第27条の2第8項に定義されます。
7. 証券取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含む。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。

買付者及びそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者及びファンドの場合は各組組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本構成、経歴又は沿革、事業内容、財務内容、当社事業と同種・同類の事業についての実績・経験等に関する情報を含む。）

買付の目的、方法及び内容（買付の対価の価額・種類・買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実行可能性等を含む。）

買付に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存在する場合にはその内容

買付の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容及びその算定根拠、そのうち他の株主に対して分配されるシナジー効果の内容及びその算定根拠等を含む。）

買付の資金の裏付け（買付の資金の提供者及び実質的提供者の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）

買付後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策及び特許政策等

買付等後における当社グループのお客様、取引先、従業員、その他当社グループに係る利害関係者への対応方針

当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

4) 買付内容の検討・当社取締役会による代替案の検討・買付者との交渉

当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者から買付説明書が提出された場合及び必要情報が追加提出された場合、当社取締役会に対しても、特別委員会が定める期間内に買付者の買付内容に対する意見及びその根拠となる資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求いたします。

特別委員会による検討等

特別委員会は、買付者から十分な必要情報が記載された買付説明書を受領した後、原則として最長60日間（ただし、特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉等のために合理的に必要とされる範囲内で、この期間を延長することができるものとする。以下、「特別委員会検討期間」という。）、買付者の買付内容の検討、当社取締役会が提示する代替案の検討、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するという観点から買付内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に買付者と協議、交渉等を行います。買付者は、特別委員会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、特別委員会の判断が企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するもの

8. 証券取引法第27条の3第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。

となるように、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。

情報開示

特別委員会は、その判断の透明性を高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提示された代替案の概要とその他特別委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と特別委員会が判断した情報を除き、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

5) 特別委員会における判断方法

特別委員会は、買付者が現れた場合において、以下の手続を行うものとしたします。

なお、特別委員会は、以下の手続に従い行われる勧告の内容その他の事項（特別委員会検討期間を延長する場合には延長する理由を含む。）について、速やかに情報開示を行います。

特別委員会が本プランの発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者による買付が、以下に定める「新株予約権無償割当ての要件」のいずれかに該当し、新株予約権無償割当てを実施することが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権無償割当てを勧告いたします。

なお、特別委員会は、新株予約権無償割当てに関し、株主意思を直接確認することを勧告することもあります。

- a) 本プランに定める手続を遵守しない買付である場合
- b) 以下に掲げる行為等、当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付である場合
 -) 株式を買占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
 -) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行うような行為
 -) 当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 -) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいう。）等、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- d) 買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われる買付である場合
- e) 必要情報その他買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を株主の皆様に対して十分に提供することなく行われる買付である場合

- f) 買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針又は事業計画等、買付後における当社のお客様、取引先、従業員等に対する対応方針等を含む。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付である場合

特別委員会が本プランの不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉等の結果、買付者による買付が、上記に定める「新株予約権無償割当ての要件」のいずれにも該当しなくなるか、該当しても新株予約権無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権無償割当てを実施しないことを勧告いたします。

ただし、特別委員会は、かかる勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者による買付が上記に定める「新株予約権無償割当ての要件」のいずれかに該当し本新株予約権無償割当てを実施することが相当と判断するに至った場合には、改めて本新株予約権の勧告を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

特別委員会が本プランの発動の延期を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間の満了時まで、新株予約権無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉等のために合理的に必要とされる範囲内で、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができます。

6) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告を尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施について決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。なお、買付者は、当社取締役会が新株予約権無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付を実行してはならないものとします。

(2) 新株予約権無償割当ての要件

当社は、買付者による買付が、上記「新株予約権無償割当ての要件」のいずれかに該当し、新株予約権無償割当てを実施することが相当と認められる場合、「2.(1)本プランに係る手続」に定める手続により、新株予約権無償割当てを行います。

(3) 本新株予約権無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権無償割当ての概要は以下のとおりです。

なお、新株予約権無償割当てに関する事項の細目については、以下に記載される事項に抵触しない限りにおいて、当社取締役会が定めるものとします。

1) 新株予約権の割当方法（新株予約権無償割当て）

会社法第278条及び第279条の規定による新株予約権無償割当ての当社取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下、「基準日」という。）における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

2) 発行する新株予約権の総数

基準日における当社の最終の発行済株式数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）と同数とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

3) 新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

4) 新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

5) 新株予約権の目的となる株式の総数

新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、当初1株とする。なお、当社が新株予約権の発行後、株式の分割及び株式の併合を行う場合には所要の調整を行うものとする。

新株予約権の目的となる株式の総数は、基準日における当社の最終の発行済株式数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）と同数を当初の上限とする。

6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は1円以上であって新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める額とする。

7) 権利行使期間

新株予約権無償割当ての効力発生日から6ヶ月を経過する日までの間で、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

8) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める。

9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

10) 新株予約権の行使の条件

大量買付者及びその一定の関係者その他次の各号に定める者は、新株予約権を行使することができない。詳細については新株予約権無償割当て決議において当社取締役会で別途定めるものとする。

特定大量保有者⁹

特定大量保有者の共同保有者（証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）

特定大量買付者¹⁰

特定大量買付者の特別関係者（証券取引法第27条の2第7項に規定される。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。）

上記 ないし 記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ずに譲り受けもしくは承継した者

上記 ないし 記載の者の関連者¹¹

9. 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会はいつでもこれを認めることができるものとし、また、一定の条件の下に当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限り。）その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとし、
10. 公開買付けによって当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の2第1項に定義される。）の買付け等（同法同条項に定義される。）の開始の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第3項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合とその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%を超えることとなる者をいいます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会はいつでもこれを認めることができるものとし、また、一定の条件の下に当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限り。）その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとし、
11. 実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいいます。

11) 取得条項

当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、前項の規定によって新株予約権を行使できない者以外の者が有する新株予約権を取得し、これと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり対象株式数の当社普通株式を交付することができる。またかかる取得がなされた日より後に、新株予約権を行使することができない者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する当社取締役会の定める日の前日までに未行使の新株予約権を取得し、これと引換えに、新株予約権1個当たり対象株式数を交付することができる。

当社は、新株予約権の効力発生日から、行使期間開始日又は上記による取得の日のいずれか早い日の前日までの間においては、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

- 12) 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転時の存続会社等による新株予約権の交付に関する事項
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める。

(4) 本プランの有効期間、廃止、修正及び変更

本プランの有効期間は、当社基本方針に従い、その実現のための取組みについて中期的に実行していくことになるため、本定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までといたします。

ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。また、本プランの有効期間中に、本プランの趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、本プランの修正又は変更等を行う場合があります。

当社は、本プランを廃止、修正又は変更しようとする場合は、予め特別委員会の勧告を求めるとし、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、その内容その他の事項について、速やかに情報開示を行います。

〔参考情報〕

1. 本プランの合理性（基本方針に関する本プランの該当性）

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものはないと判断しております。

(1) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって導入されます。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されます。

(2) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される特別委員会により行われることとされています。また、その判断の概要については、株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(4) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

(5) 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他専門家を含む。）の助言を得ることができます。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みが確保されております。

2. 特別委員会に関する情報

(1) 特別委員会規程の概要

1) 特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

2) 特別委員会の委員は、3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。

3) 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。

大量買付行為に対抗するための新株予約権無償割当てその他の対抗措置の発動

大量買付者及びその一定の関係者との交渉に基づく新株予約権無償割当ての中止、新株予約権の無償取得その他の対抗措置の廃止

前2号に準じる重要な事項

その他、当社取締役会が特別委員会に勧告を求める事項

4) 特別委員会は、本プランが特別委員会の職務として定める職務を行う。

特別委員会の各委員は、かかる職務の遂行にあたっては、当社の企業価値

値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- 5) 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- 6) 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、特別委員会の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

(2) 特別委員会委員の氏名及び略歴
地 崎 修（ちさき おさむ）

昭和47年3月	通商産業省（現経済産業省）入省
平成元年7月	中国通商産業局（現中国経済産業局）商工部長
平成5年6月	同省生物化学産業課長
平成7年6月	石油公団備蓄計画部長
平成9年7月	財団法人バイオインダストリー協会専務理事（現任）
平成11年6月	日本バイオ産業人会議事務局長（現任）
平成13年7月	社団法人バイオ産業情報化コンソーシアム理事（現任）
平成16年9月	当社社外取締役（現任）

寛 悦 生（かけひ えつお）

平成4年10月	センチュリー監査法人（現新日本監査法人）入社
平成7年4月	公認会計士資格取得
平成10年2月	株式会社メッツ取締役業務管理部長
平成12年8月	株式会社アーケイディア・グループ設立代表取締役（現任）
平成12年9月	当社監査役（現任）
平成13年7月	株式会社メッツ監査役
平成13年7月	夢の街創造委員会株式会社監査役（現任）
平成16年3月	東京国際監査法人設立代表社員（現任）
平成17年12月	株式会社ウェブクルー監査役（現任）

大竹 秀達（おおたけ ひでさと）

昭和43年4月	弁護士登録、東京弁護士会に所属（現任）
昭和50年1月	麹町法律事務所開設（現任）
平成4年～12年	東京簡易裁判所調停委員
平成11年	通産省「商慣行改善調査研究」調査委員
平成16年4月	専修大学法科大学院客員教授（現任）

3. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 新株予約権無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る基準日を公告いたします。基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様には、その有する当社株式1株につき1個の新株予約権が無償にて割り当てられますので、名義書換未了の株主の皆様におかれましては、速やかに名義書換手続を行っていただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です）。なお、当該基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

新株予約権無償割当て後、株主の皆様におかれましては、権利行使期間内で、当社所定の必要書類を提出した上、原則として、新株予約権1個当たり、1円以上の額で当社取締役会が決定した額を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の新株予約権につき、当社株式が1株発行されることとなります。

ただし、当社が、新株予約権を取得できる旨の取得条項を適用した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は新株予約権を取得し、これと引換えに新株予約権の対価として行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社株式を株主の皆様にご交付することがあります。なお、この場合には当社が新株予約権を取得することにより、株主の皆様におかれましては、当該取得日の日に当然に新株予約権の行使はできなくなります。新株予約権取得の対価として当社株式が交付されるため、株主の皆様にご取得条項の適用による不利益はございません。

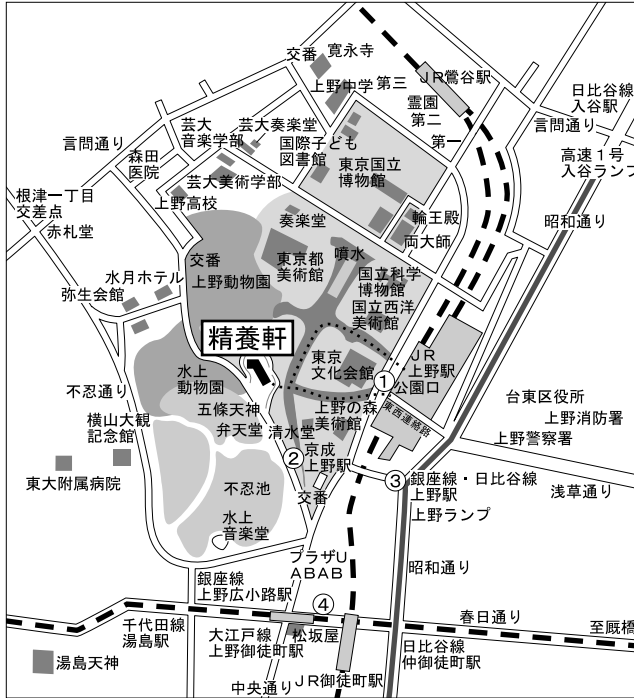
以上の手続の詳細につきましては、本新株予約権無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知をいたしますので、その内容をご確認ください。

以 上





株主総会会場ご案内図



(会場) 東京都台東区上野公園 4 番58号
 上野精養軒 3階 桜の間
 TEL 03-3821-2181

(交通)

JR上野駅公園口 徒歩 5 分
 京成上野駅 徒歩 5 分
 地下鉄上野駅 徒歩 5 分
 JR御徒町駅・地下鉄上野御徒町駅 徒歩12分

1. 駐車場には限りがございますので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。
2. 当社は、従来、株主総会を本店所在地である千葉県松戸市の本社会議室で開催してまいりましたが、本株主総会におきましては、より多くの株主の皆様にご出席いただけますよう上記会場で開催することに決定いたしました。ご来場の際は、お間違えのないようご注意くださいますようお願いいたします。